

No. 1300 (2024.12. 5)

## 夫婦の氏の観点から見る子の氏

はじめに

- I 日本
  - II イギリス (イングランド及びウェールズ)
  - III アメリカ
  - IV ドイツ
  - V フランス
  - VI 小括
- おわりに

キーワード：選択的夫婦別氏制度、夫婦別姓、夫婦同姓、男女平等、婚姻、離婚、離婚後共同親権、法的親子関係、婚外子、非嫡出子

- 我が国では、夫婦の氏の在り方に関する議論に当たって、子の氏をどのように定めるかという点が論点の一つとなっている。我が国の制度とともに、英米独仏における夫婦の氏と子の氏に係る制度を概観する。
- イギリス及びアメリカにおいては、コモン・ローによる原則の下、氏の取得・変更が比較的自由に行われている。一定の手續にのっとりた氏の変更であっても、未成年者について、一定程度、本人の意思を尊重する制度となっている。
- ドイツ及びフランスにおいては、近年、子の氏に係る法改正があった。子の氏を変更し得る機会を増すものとなっており、子の意思を尊重する配慮が見られる。

国立国会図書館 調査及び立法考査局

行政法務課 はりがい こうへい 針谷 晃平

第 1 3 0 0 号

## はじめに

我が国では、夫婦の氏<sup>1</sup>の在り方について議論されて久しい。平成8（1996）年に法制審議会で選択的夫婦別氏制度の導入を含む家族法制の見直しが法務大臣に提言<sup>2</sup>されてから30年近くが経過している。これまでの夫婦の氏の在り方をめぐる検討では、その子の氏の在り方についても広く議論の対象とされてきた。本稿では、子の氏に焦点を当て、夫婦の婚姻及び離婚に伴う子の氏の変更に係る制度を扱う。特に、夫婦別氏の議論に資するものとして、出生に伴う子を念頭に<sup>3</sup>、婚姻における夫婦の氏、子の氏の取得、離婚後における夫婦の氏と子の氏の変更に限って紹介する。我が国の制度を再確認するとともに、英米独仏における子の氏の在り方を比較し、子の氏という観点から氏の在り方の議論の一助となれば幸いである。また、第VI章では、小括として、これら5か国における氏に係る制度の概要を表にまとめた。

## I 日本

### 1 民法上の氏と呼称上の氏

昭和22（1947）年の民法（明治29年法律第89号）<sup>4</sup>改正によって「家」制度が廃止され、現在の氏制度の原型が成立した。我が国の氏制度は、民法と戸籍法（昭和22年法律第224号）の下、「同氏同籍」の観念を維持し、実務上は、「民法上の氏」と「呼称上の氏」という氏の二重構造の考え方により説明されてきた<sup>5</sup>。

民法上の氏は、民法に定める身分関係の発生・変動等によって当然に決定される氏をいい、その変動が直接戸籍の変動につながるものである<sup>7</sup>。典型的な民法上の氏の変動には、身分関係や権利関係に影響するものとして、婚姻（第750条）等が挙げられる。このほか現行法における民法上の氏の変動には、身分関係や権利関係については一切関係を持たないものもあり、氏の異なる父又は母の氏への子の氏の変更（第791条第1項）や配偶者の死亡後に生存配偶者が行うことのできる復氏（第751条第1項）などがこれに当たる<sup>8</sup>。「家」制度の廃止により<sup>9</sup>、現在では、民法上の氏の異同は実体法上の権利・義務に直接影響しないものとなり、民法上の氏の変動は戸籍の変動の原因にすぎないという指摘もある<sup>10</sup>。

\* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、令和6（2024）年11月21日である。

<sup>1</sup> 「氏」や「姓」の概念は、歴史的には異なるものとして扱われることもあるが、我が国の現行の法体系では「氏」の表記が使用されていることから、本稿では、いわゆる名字や、諸外国においてファミリーネーム、ラストネームとされるものを統一して「氏」と称することとする。

<sup>2</sup> 「民法の一部を改正する法律案要綱」（平成8年2月26日法制審議会総会決定）法務省ウェブサイト <[https://www.moj.go.jp/shingi1/shingi\\_960226-1.html](https://www.moj.go.jp/shingi1/shingi_960226-1.html)>

<sup>3</sup> 養子縁組や生殖補助医療などの制度による親子関係を除く趣旨である。

<sup>4</sup> 以下、第I章では民法については法律名を付さずに条名のみを表記する。

<sup>5</sup> 床谷文雄「民法上の氏と呼称上の氏」中川高男ほか編『民法基本論集 第7巻』法学書院、1993、pp.3-4、10。

<sup>6</sup> 身分の変動に伴う「氏の変更」（婚姻、離婚、養子縁組等）を他の「氏の変更」と区別して「氏の変動」と呼ぶことがある（床谷文雄「第791条」大村敦志ほか編集代表『新注釈民法 17』（有斐閣コンメンタール）有斐閣、2017、p.721.）。

<sup>7</sup> 房村精一「民法上の氏」と「呼称上の氏」に関する若干の問題『戸籍—戸籍・住民基本台帳実務家の機関誌—』572号、1991.1、p.11；山川一陽『戸籍実務の理論と家族法』日本加除出版、2013、pp.58-59。

<sup>8</sup> 山川 同上

<sup>9</sup> 「家」制度の下では、民法上の氏の異同が「家」の異同と直接影響を持つものであった（同上）。

<sup>10</sup> 同上 なお、祭祀財産の承継（第897条）との関係で氏の変動が実体法上の権利義務に関連せしめられる唯一の例外がある（第769条・第751条・第817条）（同、p.61.）。

戸籍実務上、民法上の氏の同一性は、夫婦と親子間のみで問題とされるもので、ある人をどの戸籍に記載するかを定めるという点で、戸籍の編製の基準となっている<sup>11</sup>。

これに対して、呼称上の氏は戸籍に記載された文字としての氏であり、その同一性は字体呼称を同じくするか否かで決まる<sup>12</sup>。従来から戸籍法の規定による氏の変更に関連して観念された概念であり<sup>13</sup>、呼称上の氏の変更は、単に呼称が変更されるものと解され、通常は戸籍の移動を伴わず、戸籍上の氏の記載を変更するものとされてきた<sup>14</sup>。典型的な呼称上の氏の変更には、「やむを得ない事由」による氏の変更（同法第107条第1項）<sup>15</sup>、同条第2項から同条第4項までの氏の変更（外国人と婚姻した場合等における氏の変更）が挙げられる。このほか現行法では、婚氏続称制度（離婚により婚姻時の氏から旧氏に復した者が離婚後も婚姻時の氏の使用を続ける制度）（第767条第2項）及びこれに類似した制度である養子縁組の離縁の際の縁氏続称制度（第816条第2項）も呼称上の氏の変更と解されている<sup>16</sup>。婚氏続称制度及び縁氏続称制度における氏の変更は、身分行為の直接の効果ではないものの、身分行為又は身分関係の発生・消滅を契機とする点で、身分行為に伴う氏の変動に類似し、一般的な戸籍法上の氏の変更とは異なる特徴を有するとされる<sup>17</sup>。

## 2 子の氏の取得・変更

### (1) 子の氏の取得

子は出生と同時に民法上の氏を原始取得する<sup>18</sup>。前提として、我が国では、婚姻の際に夫又は妻の氏のいずれかの氏を「夫婦の氏」とする夫婦同氏制度（第750条）があり、嫡出子の場合、子は夫婦の氏を取得し、非嫡出子の場合には、母の氏を取得する（第790条）。

### (2) 子の氏の変更

原則として親子の氏は一致するものであるが、様々な事情により子が父又は母と氏を異にする場合がある。このような場合には、第791条に基づき、家庭裁判所の許可を得て、氏を変更することが認められている（以下、同条に基づく氏の変更を「第791条変更」という。）。これは、共同生活を営む親子間で氏が異なることによって生じ得る社会的不利益を免れるために、また、親子であれば当然に氏を同じにしたいという国民感情に配慮して子の氏の変更を認めるものとされる<sup>19</sup>。同条が適用される氏の異同は、民法上の氏の異同であると解されている<sup>20</sup>。具

<sup>11</sup> 床谷 前掲注(5), p.10; 青木惺「民法上の氏と呼称上の氏について(資料)」『家庭裁判月報』41(5), 1989.5, pp.102-103. 同じ戸籍内であっても、戸籍筆頭者又はその配偶者を基準にした民法上の氏の同一性は認められるものの、兄弟間等では同一ではないと説明される(床谷 同, pp.4, 11.)。

<sup>12</sup> 島野穹子「戸籍制度の現状と将来」『自由と正義』37(5), 1986.5, p.9; 床谷 同上, p.7.

<sup>13</sup> 山川 前掲注(7), p.62.

<sup>14</sup> 床谷 前掲注(6), p.722.

<sup>15</sup> 判例上、「本人にとつて社会生活上氏を変更しなければならぬ真に止むを得ない事情があると共に、その事情が社会的、客観的にみても是認せられるものでなければならない場合」(大阪高判昭和30年10月15日家月7卷11号69頁)とされており、かなり厳格な基準が採用されている(安達敏男・吉川樹士「身近な家族法知識(第39回)離婚後15年以上婚氏を称した者について、婚姻前の氏に変更する「やむを得ない事由」(戸籍法107条1項)があるとされた事例(東京高裁平成26年10月2日決定)について」『戸籍時報』741号, 2016.6, p.52.)。

<sup>16</sup> 床谷 前掲注(6), pp.722-723.

<sup>17</sup> 同上 これらの制度による氏の変更は呼称上の氏の変更ではあるが、戸籍の移動を伴う(新戸籍が編製される。)

<sup>18</sup> 青木 前掲注(11), p.104.

<sup>19</sup> 床谷 前掲注(6), p.721.

<sup>20</sup> 同上, pp.721-722; 東京高決昭和54年9月14日家月31卷11号85頁

体的には、母の氏を原始取得した非嫡出子が、認知により父となった者と氏が異なる場合や、婚姻中の夫婦の氏を取得した子が、離婚により婚姻前の氏に復することとなった一方の親と氏が異なる場合がある。ここでは、後者の離婚後の子の氏の変更の例を紹介する。

婚姻の際に民法上の氏を変更した一方の親は、離婚後に民法上の氏を婚姻前の氏に復することとなり（第767条第1項・第771条）、戸籍実務上は婚姻前の戸籍に復籍する、又は新戸籍を編製する（戸籍法第19条第1項）。現行法では、離婚後、父母の一方のみを親権者としなければならない<sup>21</sup>が、子については、身分関係の変動はなく、氏も変わることなく従前の戸籍にとどまるため、親権を取得した父又は母と氏が異なる場合が生じ得る。特に子の幼少期であれば、親権者と子の氏が異なることで社会生活上の不利益を生じさせるおそれがあり、こうした場合には、第791条変更により、当該子は、氏を異にする親権者と氏を同じにすることができる<sup>22</sup>。この際、戸籍実務上、当該子は、当該親権者の戸籍に移動する（戸籍法第98条第1項）。

一方、婚氏続称制度を利用すれば、離婚後に民法上の氏を婚姻前の氏に復した一方の親であっても、届出により、呼称上の氏の変更として婚姻時の氏を続称することができるので、親子で呼称上の氏を同じにすることもできる。呼称上の氏が同じであっても、民法上の氏は異なるという戸籍実務上の理解によれば、この場合においても第791条変更の対象として<sup>23</sup>子は自身の氏（民法上の氏）を変更し、戸籍を移動することができる（戸籍法第98条第1項）。

家庭裁判所への第791条変更の申立ては、子が15歳未満である場合には、法定代理人（親権者等）が行う（同条第3項）。子が15歳以上である場合には、子が自身で申し立てることができる（家事事件手続法（平成23年法律第52号）第160条第2項）。なお、第791条変更の対象となる子の年齢については、制限がないものと解されている<sup>24</sup>。子が未成年の間にこの変更を行った場合、当該子は成年年齢に達したときから1年以内に届出により、変更前の氏に復することができる、この際、変更前の戸籍に移動する（同条第4項・戸籍法第99条第1項）。

## II イギリス（イングランド及びウェールズ）

### 1 イギリス（イングランド及びウェールズ）における氏に係る制度

氏名に関して、身分関係の変動に伴う氏に関する規定はおろか、子の氏についても定められておらず、氏の得喪変更は、社会の慣習に任せられ、慣習は裁判所によってコモン・ローと呼ばれる判例法に取り込まれたとされる<sup>25</sup>。現在でも、氏の通知や登録といった要式を問わず、使用

<sup>21</sup> 民法等の一部を改正する法律（令和6年法律第33号）が施行後は、改正後の民法第819条等により、選択的に共同親権とすることも認められる（法務省民事局「民法等の一部を改正する法律の概要」2024.5. <<https://www.moj.go.jp/content/001419099.pdf>>）。

<sup>22</sup> 床谷 前掲注(6), p.723.

<sup>23</sup> 同上 反面、婚氏続称制度により婚氏を呼称する者は、本人の父母と呼称上の氏が異なる結果となるが、離婚に伴う復氏によって民法上の氏は同一となっているため、第791条変更の対象とはならない。婚氏を続称した本人が呼称上の氏を父母の氏に合わせるために変更する場合、戸籍法第107条第1項によることが考えられる。この場合における同項の「やむを得ない事由」は、通常の呼称上の氏の変更の場合（前掲注(15)）よりも緩和してもよいと考える立場（積極判例）と、通常の場合と同様に考えるべきであるとする立場（消極判例）が見られる（島田充子「改氏許可基準と手続（二）一氏の変更」『判例タイムズ』臨時増刊1100号, 2002.11.10, pp.264-265.）。

<sup>24</sup> 床谷 前掲注(6), p.730.

<sup>25</sup> 三木妙子「イギリス法における氏—その意思性と可変性—」黒木三郎ほか編『家の名・族の名・人の名—氏—』三省堂, 1988, pp.206-207.

と世評によって (by use and reputation)、氏を取得・変更することができると考えられている<sup>26</sup>。なお、氏の変更の確実性を担保する目的や、公的証明書における氏の記載の変更を証明する目的で、一般的な立証方法として、捺印証書 (deed poll) が利用されている<sup>27</sup>。

## 2 子の氏の取得・変更

### (1) 子の氏の取得

親は、子の出生の日から 42 日以内に出生登録を行わなければならない (1953 年出生及び死亡登録法<sup>28</sup>第 2 条(1))、この出生登録の様式には氏を登録する欄がある。ただし、コモン・ローの原則に従えば、出生登録によって子に氏が付与されるわけではなく、飽くまでも、出生登録の氏は「出生登録時に、その子がその氏によって知られるものと意図されている氏」(1987 年出生及び死亡登録規則<sup>29</sup>第 9 項(3)(b)) として記録されるにすぎないとされている<sup>30</sup>。登録する氏は、父又は母の氏に限定されず、どのような氏を選ぶことも認められている<sup>31</sup>。

### (2) 子の氏の変更

子の氏の変更についても成文法の定めはなく、コモン・ローの原則に従う。捺印証書の作成については、一般に、子が 16 歳以上であれば自身で行うことができるとされる<sup>32</sup>。特に捺印証書を王立裁判所に申請する場合には具体的な手続が規則<sup>33</sup>に定められている。成年年齢 (18 歳) に達した子<sup>34</sup>であれば、自身で申請することができる<sup>35</sup>。16 歳未満の子の場合、親責任 (parental responsibility) を有する者<sup>36</sup>が手続を行う (同規則第 8 項(3))。16 歳以上の子の場合も同様に親責任を有する者が手続を行うが、当該子の同意を要する (同項(4))。

両親の離婚によって子の氏を変更する制度はなく、子の氏の変更を求める場合には、上記のように捺印証書を利用することが考えられる。特に、離婚後の子の氏の変更に関する捺印証書の作成については、(共同で親責任を有する場合に) 親責任を有する他方の親等の同意を得ることが

<sup>26</sup> 同上 以下の外務・英連邦・開発省 (Foreign, Commonwealth & Development Office) のウェブサイトでは、各国におけるイギリス大使館名義で発信しているイギリスの氏名に関する法令の内容が紹介された文書が公開されている (Foreign, Commonwealth & Development Office, “Naming children and change of name letters,” Published 25 July 2024, Last updated 6 September 2024. GOV.UK website <<https://www.gov.uk/guidance/naming-children-and-change-of-name-letters>>)。例外的に、外国人、医師、弁護士等の一定の者は、氏名変更の通知や登録が義務付けられているとされる (三木 同, p.208.)。

<sup>27</sup> 三木 同上, pp.208-209. 自身で作成することのできる捺印証書 (“unenrolled deed poll”) と、王立裁判所に申請することで公的記録に登録する捺印証書 (“enrolled deed poll”) があり、氏名変更の証明を提出する機関によって求められる証書が異なる (“Change your name by deed poll.” GOV.UK website <<https://www.gov.uk/change-name-deed-poll>>).

<sup>28</sup> Births and Deaths Registration Act 1953 (c.20).

<sup>29</sup> The Registration of Births and Deaths Regulations 1987 No.2088.

<sup>30</sup> 三木 前掲注(25), pp.214-215; Foreign, Commonwealth & Development Office, *op.cit.*(26)

<sup>31</sup> Foreign, Commonwealth & Development Office, *ibid.*

<sup>32</sup> 専門の事務所や事務弁護士 (solicitor) が代わりに捺印証書を作成することができる (“Make your own deed poll.” GOV.UK website <<https://www.gov.uk/change-name-deed-poll/make-an-adult-deed-poll>>).

<sup>33</sup> The Enrolment of Deeds (Change of Name) Regulations 1994 No.604 (L.3); The Enrolment of Deeds (Change of Name) (Amendment) Regulations 2005 No.2056 (L.20).

<sup>34</sup> 婚姻関係若しくはシビル・パートナーシップ関係にある、又はあったことがある場合は、未成年者であっても 16 歳以上であれば自身で手続を行うことができる (同規則第 8 項(2))。

<sup>35</sup> “Enrol a deed poll with the courts.” GOV.UK website <<https://www.gov.uk/change-name-deed-poll/enrol-a-deed-poll-with-the-courts>>

<sup>36</sup> 原則として、親責任を有する全ての親によって手続を行う、又は親責任を有する全ての親の同意を必要とする (同規則第 8 項(5)(a))。「親責任」は子ども法 (Children Act 1989 (c.41)) 第 3 条(1)において「法に照らして子の親が子と子の財産に関して有するすべての権利、義務、権力、責任及び権限」と定義されている。

しばしば問題となってきたことが指摘されている<sup>37</sup>。実務上は、一方の親等の同意が得られない場合には裁判所の命令を得る必要があるとされ、子の氏を変更することは容易ではないとされる<sup>38</sup>。

### Ⅲ アメリカ

#### 1 アメリカにおける氏に係る制度

州政府の手続を経ずに氏名を変更することができるというコモン・ロー上の権利は古くから認められており、理論上は、本人や他者が、十分な期間、継続的に新しい氏名を使用することで当該氏名が法的な氏名となると考えられている<sup>39</sup>。この考え方は、今日も多くの裁判所で認識されていると考えられている一方で、現在では、全ての州において氏名変更の手続が導入されており、実務上は各州の手続によらなければならない<sup>40</sup>。州によって氏名変更の手続の詳細は異なるものの、裁判所に広範な裁量を委ねているものが多い。また、多くの場合、法適用に際しての実質的なガイドラインが定められておらず、各裁判所において独自の基準が示されてきた<sup>41</sup>。以下、一例としてカリフォルニア州における法制度を紹介する。また、参考までに、全米 50 州及びコロンビア特別区における未成年者の氏の変更に関する手続について、アメリカの法律相談所が調査した結果を次の表にまとめた。

表1 アメリカの州ごとの未成年者の氏の変更に係る主な手続

州	未成年者の氏の変更に係る主な要件
ニューメキシコ州、ウィスコンシン州	14 歳未満の子は、裁判所において、親等が手続を行う
アラバマ州、アリゾナ州	未成年の子は、裁判所において、親等が手続を行う 14 歳以上の場合は子の同意が必要
インディアナ州	17 歳未満の子は、裁判所において、親等が手続を行う
ノースカロライナ州	未成年の子は、裁判所において、親等が手続を行う 16 歳又は 17 歳の子は、監護権を有する親の同意があれば自身で手続を行うことができる
サウスダコタ州	未成年の子は、裁判所において、自身で手続を行うことができるが、後見人又は財産管理者 (conservator) の立会が必要
アラスカ州	未成年の子は、裁判所において、親等が手続を行う 十分な年齢に達していれば未成年者の意思を考慮する
ハワイ州	副知事室 (Lieutenant Governor's Office) において親等が手続を行う
カンザス州	カンザス州法では未成年者の氏名変更について規定していないが、いずれかの親の氏と一致させるために親は出生証明書の記載事項を変更 <sup>(注)</sup> することができる
上記以外の 40 州及びコロンビア特別区	未成年者の子は、裁判所において、親等が手続を行う

\* 成年年齢は州によって異なる。ミシシッピ州では 21 歳、アラバマ州及びネブラスカ州では 19 歳であり、その他の全ての州及びコロンビア特別区では 18 歳である。

<sup>37</sup> 三木 前掲注(25), pp.216-217.

<sup>38</sup> 同上; “How to change a child’s name by deed poll, 4. Change of name deed for a minor form (LOC022),” Updated 14 October 2024. GOV.UK website <<https://www.gov.uk/government/publications/change-your-childs-name-forms-loc022-loc023-loc024-and-loc026/d1883ffa-5291-4f6c-8a5a-a8cab90d1d0>> 民間の捺印証書作成機関では、裁判所は、子の福祉の観点から氏の変更が子の最善の利益になるか否かという点で判断すると紹介している (“How to apply for a court order to change your child’s name.” Deed Poll Office website <<https://deedpolloffice.com/change-name/children/applying-for-a-court-order>> )。

<sup>39</sup> Julia Shear Kushner, “The Right to Control One’s Name,” *UCLA Law Review*, 57(1), October 29, 2009, p.325. <<https://www.uclalawreview.org/the-right-to-control-ones-name/>>

<sup>40</sup> *ibid.*, pp.325-327.

<sup>41</sup> *ibid.*, pp.330-332.

\*\* 手続を行う裁判所は、郡裁判所、地方裁判所、上位裁判所 (superior court)、家庭裁判所、検認裁判所 (probate court)、巡回裁判所 (circuit court)、人民訴訟裁判所 (court of common pleas)、エクイティー裁判所 (chancery court)、単独治安判事裁判所 (justice court) など、州により異なる。

\*\*\* 手続を行うことができる者は、基本的には親権 (parental rights) を有する親であるが、このほか監護権 (custody) を有する者、後見人 (guardian)、保佐人 (tutor)、最近親 (法定相続人) (next of kin)、親族、近友 (next friend)、訴訟のための後見人 (guardian ad litem) など、州により異なる。近友は、一般に、未成年者などの行為無能力者に代わって訴訟を提起しこれを助ける者をいい、通例は親族となる。

(注) 出生証明書の記載事項の変更には裁判所の手続が必要とされている (“How do I change my child’s last name?” Kansas Department of Health and Environment website <<https://www.kdhe.ks.gov/Faq.aspx?QID=336>> )。

(出典) “Name Change Legal Forms: 50-State Survey,” Last reviewed October 2022. JUSTIA website <<https://www.justia.com/estate-planning/estate-planning-probate-forms-50-state-resources/name-change-forms/>> を基に筆者作成。

## 2 子の氏の取得・変更 (カリフォルニア州の例)

### (1) 子の氏の取得

子に氏名を付与することを親に明確に義務付ける州はほとんどないとされる<sup>42</sup>。一方、子に氏名を付与することは、コモン・ロー上の親の権利であることや、合衆国憲法修正第 14 条における「適正手続条項 (Due Process Clause)」に基づく親の権利として一定程度認められることなどが指摘されている<sup>43</sup>。

カリフォルニア州法においても、氏の付与に関する具体的な規定は確認できなかった。同州では、子の出生登録を出生後 21 日以内に行わなければならない (健康安全法<sup>44</sup>第 102400 条)、登録に当たっては、原則として子のフルネームを提出しなければならない (同法第 102125 条・第 102425 条(a)(1))<sup>45</sup>。ここで登録する氏は、父又は母の氏に限定されておらず、どのような氏を選ぶことも認められている。また、登録された氏名は、以後、裁判所の命令によらなければ変更することができない (同法第 103400 条)。

### (2) 子の氏の変更

氏名の変更については主に州の民事訴訟法<sup>46</sup>で規定されている (第 1275 条から第 1279.6 条まで)。成年年齢 (18 歳) に達した子は、自身で申立て (petition) を行うことができるが、未成年者の場合には一方の親又は後見人 (両親及び後見人がいないときは、近親者又は友人) が申立てを行わなければならない (第 1276 条(a)(1))。一方の親による署名で申立てを行う場合、生存している他方の親の住所を特定して申立てを行う必要がある (同条(c))。申立てが開始されると、裁判所は申立ての内容等を記した命令を関係者等に発布し、氏名変更の審理に当たって異議を申し立てる機会を与えている (第 1277 条(a)(1))。また、他方の親が未成年者の氏名変更の申立てに同意していない場合には、当該他方の親に対して特別な通知等が行われる (同条(a)(4))。氏名変更について異議の申立てがあった場合等は、裁判所が関係者等の意見を聴取

<sup>42</sup> Carlton F.W. Larson, “Naming Baby: The Constitutional Dimensions of Parental Naming Rights,” *GEORGE WASHINGTON LAW REVIEW*, Vol.80 No.1, November 2011, p.167. <<https://www.gwlr.org/wp-content/uploads/2012/06/80-1-Larson.pdf>>

<sup>43</sup> *ibid.*, pp.172-174. 適正手続条項に基づく親の権利については、例えば、適正手続条項が保障する個人の自由に基づくプライバシーの権利の範囲において、親がその子の氏名を決める権利があることが判例などで示されている。

<sup>44</sup> California Health and Safety Code (HSC).

<sup>45</sup> California Department of Public Health Vital Records, *BIRTH REGISTRATION HANDBOOK*, January 1, 2016, pp.104, 112. <<https://www.avss.ucsb.edu/MANUALS/Handbook.pdf>> 出生登録の際に子の氏名が定まらない場合には「—」(ダッシュ) として登録することもできるが、後日、登録官から氏名を追加するための文書等が送付される (健康安全法第 103325 条)。

<sup>46</sup> California Code of Civil Procedure (CCP). 以下、第 2 節では同法については法律名を付さず条名のみを表記する。

し、最終的に氏名変更を認めるか否かの決定を下す（第 1278 条(a)(1)）<sup>47</sup>。特に未成年者の氏名変更の際に両親の同意がない場合には、裁判所は当該氏名変更が子の最善の利益とならないと認めるときは当該申立てを棄却することができる（第 1278.5 条）。なお、これらの手続がコモン・ロー上の氏名変更の権利を妨げるものではないことも明記されている（第 1279.5 条(a)）。

婚姻の際に夫婦が氏を変更する必要はなく、同様に、離婚時に氏を変更する必要もない。離婚後の氏の変更も、通常は上記の氏名変更手続によらなければならないが、離婚手続中であれば、裁判所は当事者（夫又は妻）の要望により、その氏を出生時の氏又は婚姻前の氏に戻すことができる（家族法<sup>48</sup>第 2080 条）。このような場合であっても、子の氏が自動的に変更される制度はないため、一般に、子の氏の変更を求める場合には、通常の氏名の変更手続によることになる<sup>49</sup>。なお、子の氏の変更手続に当たって、両親の同意が得られていない場合、子の氏の変更は必ずしも容易ではないとされる<sup>50</sup>。

## IV ドイツ

### 1 ドイツにおける夫婦の氏に係る制度

氏に係る制度は主に民法典<sup>51</sup>第 4 編に定められている<sup>52</sup>。一部の規定は、2024 年 6 月 14 日公布の民法典等の改正法<sup>53</sup>（2025 年 5 月 1 日施行）により改正された。本稿の執筆時点では施行前であるが、以下では改正後の内容を紹介する<sup>54</sup>。

婚姻の際に夫婦は「共通の氏」（以下「婚氏（Ehename）」と記す。）を選ぶものとし、これを称する（新第 1355 条第 1 項）。夫婦が婚氏を選ばなかった場合は各々婚姻の締結時に称している自身の氏を婚姻後も引き続き称する（同項）。婚氏を選択する場合、原則として、婚姻の締結時に身分局（Standesamt）<sup>55</sup>に対する申告により、夫婦は、①夫婦のいずれかの出生氏（Geburtsname）<sup>56</sup>、②婚氏の決定時に夫婦のいずれかが称している氏又は③夫婦の両方の氏

<sup>47</sup> 異議の申立てがない場合には、裁判所は意見を聴取せずに決定を下すことができる（第 1278 条(a)(2)）。

<sup>48</sup> California Family Code (FAM).

<sup>49</sup> “How Do I Change My Child’s Name After a Divorce.” Boyd Law website <<https://www.boydlawsacramento.com/how-do-i-change-my-childs-name-after-a-divorce/>> なお、子の氏の変更について、離婚協議中に両親の合意があれば離婚判決の合意事項に含めることができると紹介されている（Bryan Driscoll, “Changing a Child’s Last Name in California,” January 08, 2023, Last Updated: March 21, 2024. Hello Divorce website <<https://hellodivorce.com/divorce-in-california/how-to-change-childs-last-name/>>）。

<sup>50</sup> 同意しない他方の親と裁判上で争うことになるので時間や手続の煩雑さ、金銭的負担がかかることが挙げられている（“How Do I Change My Child’s Name After a Divorce,” *ibid.*）。

<sup>51</sup> Bürgerliches Gesetzbuch in der Fassung der Bekanntmachung vom 2. Januar 2002 (BGBl. I S. 42, 2909; 2003 I S. 738). 以下、第IV章では同法については法律名を付さず条名のみを表記する。

<sup>52</sup> 本章で紹介するように、私法上は任意の氏名変更が認められていないため、限定的ながら公法上の規律（氏名変更法（Namensänderungsgesetz in der Fassung der Bekanntmachung vom 26. März 2021 (BGBl. I S. 738).））によって補充的な氏名変更が認められている。なお、同法第 3 条第 1 項が定める変更の要件（「重要な理由が変更を正当化する場合のみ」）の認定が厳格であるとされる（佐藤文彦『ドイツ国際氏名法の研究』成文堂，2003，pp.46-47, 362-363, 369-370, 374-375.）。

<sup>53</sup> Gesetz zur Änderung des Ehenamens- und Geburtsnamensrechts und des Internationalen Namensrechts vom 11. Juni 2024 (BGBl. 2024 I Nr. 185). 改正法の詳細が紹介されている文献として、山岡規雄「【ドイツ】氏の選択に関する民法典の改正」『外国の立法』No.300-2, 2024.8, pp.18-19. <<https://dl.ndl.go.jp/pid/13729937>> がある。

<sup>54</sup> 同上の法律の施行後、改正された民法典の条文については「新第○条」、改正前の条文を参照するときは「旧第○条」と表記する。改正の影響を受けない条文については「新」・「旧」いずれも付さずに表記する。

<sup>55</sup> 身分局は、自治体に事務が委託されて各所に設置される官庁で、出生、婚姻及び死亡の登録を行う（身分登録法（Personenstandsgesetz vom 19. Februar 2007 (BGBl. I S. 122).）第 2 条、第 12 条等）。

<sup>56</sup> 出生氏は婚氏の決定時に出生証明書に記されている氏をいう（新第 1355 条第 6 項）。



から成る二重氏<sup>57</sup> (Doppelname)<sup>58</sup>を婚氏として決定することができる(同条第2項・第4項等)。

婚氏を決定した夫婦の場合、離婚後<sup>59</sup>、各当事者は婚氏を維持する(新第1355条第5項)。ただし、身分局に対する申告により、①自身の出生氏、②婚氏の決定時に称していた氏又は③婚氏に付随的氏(Begleitname)を前置(voranstellen)若しくは添付(後置)(anfügen)した氏<sup>60</sup>を称することが認められる(同項)。婚氏を決定していない別氏夫婦の場合は、婚姻中も離婚後も、各当事者が婚姻の締結時に称していた氏を称する。

## 2 子の氏の取得・変更

### (1) 親子関係と子の氏の取得

子の氏は、両親の婚姻関係と結びつくものではなく、親が婚氏を称しているか否かという点と、両親による共同配慮<sup>61</sup>に服しているか、それとも一方の親による単独配慮に服しているかという点を基準としている<sup>62</sup>。一方の親が既に死亡している場合や、たとえ両親が婚姻中であっても一方の親が親配慮をなく奪われている場合には、子は単独配慮に服しているという扱いになる<sup>63</sup>。以下(i)から(iii)までのパターンが民法典には規定されている。

(i) 親が婚氏を称する場合、子は出生氏として当該婚氏を取得する(第1616条)。

(ii) 親が婚氏を称しておらず、かつ、共同配慮を有する場合<sup>64</sup>、親は、身分局に対する申告により、①申告の時点でいずれかの親が称している氏又は②両親の氏から成る二重氏を子の出生氏として決め、同じ親から生まれる第2子以降も同じ出生氏を称する(新第1617条第1項・第5項)。親が子の出生から1か月以内に子の出生氏を決定しないときは、両親の氏からアルファベット順にハイフンで結合した二重氏が子の出生氏となる(同条第4項)。同項によって決まった氏について、少なくとも一方の親が身分局に対して反対する旨の申

<sup>57</sup> 諸外国の氏制度に見られる二つ以上の氏を連結等した氏について、「複合氏」、「併記姓」、「連結氏」、「結合氏」等の邦訳が当てられることもあるが、本稿では、国にかかわらず、統一して「二重氏」と訳すこととする。

<sup>58</sup> 改正後の条文では、ハイフンを付ける二重氏を原則としつつも、ハイフンを付けない二重氏を婚氏として決定することができる旨が明記された(新第1355条第2項)。また、次のように氏が長くなることを制限する規定もある(同条第3項)。(1)複数の氏から成る氏を婚氏とするときは、当該氏を構成する氏のいずれか一つ又は複数を婚氏とすることができる。(2)複数の氏から成る氏を二重氏の形成に使用するとき、当該氏を構成する氏のうちのいずれか一つしか使用することができない。以下、第IV章において登場する二重氏には、基本的には上記と同様の制限等が設けられている。

<sup>59</sup> 実際の民法典の規定上は、両親の離婚の場合のほか、一方の配偶者の死亡等の場合においても子の氏について同様に扱われることがあるが、本稿の趣旨に鑑み、以下、第IV章では両親の離婚の場合についてのみ紹介する。

<sup>60</sup> 婚姻中は、自身の氏が婚氏にならなかった婚姻の一方当事者は身分局に対する申告により、自身の氏等を付随的氏として、婚氏に前置する又は添付することができる(新第1355a条第1項)。改正前の付随的氏については、富田哲『夫婦別姓の法的変遷—ドイツにおける立法化—』八朔社、1998、pp.234-239で紹介されている。

<sup>61</sup> 1979年の親配慮権法(Gesetz zur Neuregelung des Rechts der elterlichen Sorge vom 18. Juli 1979 (BGBl. I S. 1061).)によって、「親権(elterliche Gewalt)」という支配権的概念が廃され、親は子の福祉のために配慮する権利と義務(すなわち「親配慮(elterliche Sorge)」)を有するとする「配慮権(Sorgerecht)」の概念が導入された(泉眞樹子「ドイツ民法典における家族法—親子関係の変化を中心に—」『外国の立法』No.285, 2020.9, pp.26-27. <<https://dl.ndl.go.jp/pid/11538862>>)。

<sup>62</sup> 富田哲「子の氏の確定方法—ドイツにおける嫡出子・非嫡出子という分類の撤廃—」『行政社会論集』18(1), 2005, pp.66-67.

<sup>63</sup> 同上, p.67.

<sup>64</sup> 原則として両親は子に対する親配慮(共同配慮)を有する(第1626条)。両親が婚姻していない場合、①両親の合意があるときは配慮表明制度によって共同配慮を取得することができ、②両親の合意がないときは一方の親の申立てに基づいて、家庭裁判所は子の福祉審査を通じて、両親に共同配慮を移譲することができる(第1626a条等)(阿部純一「ドイツ婚外子配慮法の実務動向について—二〇一三年改正法の評価を中心に—」『法学新報』127(3・4), 2021.2, pp.3-4.)。

告をしたときは、家庭裁判所がいずれか一方の親に子の氏の決定権を委ねる（同項）。

(iii) 親が婚氏を称しておらず、かつ、一方の親が単独配慮を有する場合、子は、その出生時に当該親が称している氏を出生氏として取得する（新第 1617a 条第 1 項）。このとき、付与される予定の氏が複数の氏から成るとき（当該親の氏が複数の氏から成る二重氏等であるとき）は、当該親は、身分局に対する申告により、当該氏を構成する氏のいずれか一つ又は複数の子に付与することができる（同条第 2 項）。また、当該親は、身分局に対する申告により、①他方の親の氏又は②両親の氏から成る二重氏を子に付与することもできる（同条第 3 項）。いずれの場合においても、子が 5 歳以上である場合は当該子の「同意」<sup>65</sup>を要し、同条第 3 項の規定を適用する場合（①又は②）には、当該他方の親の同意も要する（同条第 4 項等）。

## (2) 親の氏の変更等に伴う子の氏の変更

基本的には、上記の (i) から (iii) までにより子は出生氏を取得するが、既に取得した子の氏を変更することができる場合（以下 (A) から (F) まで）が民法典には規定されている。

- (A) 子が出生氏を取得した後に両親が共同配慮を有することになった場合<sup>66</sup>、子の出生氏を新たに決めることができる<sup>67</sup>（新第 1617b 条第 1 項）。
- (B) 子の出生氏を付与した男性が法的に父でないことが判明した場合、子自身の申立て又は当該男性の申立て（当該子が 5 歳に達していないときに限る。）により、当該子の出生時にその母が称していた氏を出生氏として付与される（新第 1617b 条第 2 項）。
- (C) 子が出生氏を取得した後に親が婚氏を決定した場合<sup>68</sup>、(D) 既に子が取得した婚氏が事後的に変更された場合<sup>69</sup>又は (E) 既に子が取得した親の出生氏が事後的に変更された場合<sup>70</sup>、いずれも親の氏を変更するが、当然に子の出生氏に変更されるわけではなく、既に取得した子の出生氏にまで及ぶためには、子が 5 歳以上である場合は当該子の「同意」を要する（新第 1617c 条第 1 項・第 2 項）。ここにいう「同意」は、当該子の年齢に応じた、身分局に対する子の「同意」の申告を意味する<sup>71</sup>（前項 (1) の (iii) 並びに以下 (F) 及び次項 (3) における「同意」は同様に扱われる。）。
- (F) 婚氏として自身の氏を選ばれなかった一方の親で、かつ、離婚後、子を自身の生計に受け入れることになった親は、身分局に対する申告により、①当該親が離婚後に取得した自

<sup>65</sup> 新第 1617c 条第 1 項を準用しており、子の年齢に応じて「同意」の扱いが異なる。後掲注(71)を参照のこと。

<sup>66</sup> 例えば、婚姻関係にない両親が子の出生後に共同配慮を申請し取得した場合や、単独配慮を有する親が子の出生後に婚姻関係を形成し、当該親とその配偶者に共同配慮が移譲された場合などが考えられる。

<sup>67</sup> 新第 1617 条に定める場合（前項の(1)の(ii)）と同様の方法で出生氏を決めることができる（新第 1617b 条第 1 項）。

<sup>68</sup> 例えば、単独配慮を有する親が子の出生後に婚姻し婚氏を決定する場合が考えられる。また、ドイツでは、別氏夫婦が婚姻中に子の出生氏が決定した後に事後的に婚氏を決定することも妨げられない（富田 前掲注(62), p.68.）。

<sup>69</sup> 例えば、婚氏となった親の出生氏が当該親の養子縁組等によって変更した場合や、婚氏を選択した両親が離婚後、再度同一人において再婚し、前婚と異なる婚氏を選択した場合が考えられる（富田 前掲注(60), pp.67-68.）。

<sup>70</sup> 例えば、親の出生氏が当該親の養子縁組等によって変更した場合が考えられる（同上）。

<sup>71</sup> 子が 5 歳未満である場合、子の同意を要さず、子の氏も自動的に変更される。子が 5 歳から 7 歳までの場合又は子が 7 歳以上で行為無能力者である場合には、法定代理人（通常は親等）が単独で子の同意の申告をすることができる。子が 7 歳から 14 歳までの場合には、子の意思に帰する同意であると分かる方法で法定代理人が同意の意思を表示する。子が 15 歳から 18 歳までの場合には、子が法定代理人の同意を得た上で、自身で同意の意思を表示することができる。Schwer, „§1617c BGB,“ Herberger et al., *jurisPK-BGB*, 10.Aufl., Saarbrücken: Juris GmbH, 2023 (Stand: 15.11.2022), pp.4-6. この点について、富田 前掲注(62), pp.68-69 では、複数の学説が紹介されている。なお、成年年齢（18 歳）に達した後は、子は全ての法律行為を単独で自身で行うことができるようになる。

身の氏<sup>72</sup>又は②当該氏（①の氏）と子の出生氏から成る二重氏を子の出生氏とすることができる（新第 1617d 条第 1 項）。子が 5 歳以上である場合は当該子の「同意」を要し、当該子が他方の親の氏を称していた場合又は当該他方の親が当該子の共同配慮を有していた場合には、当該他方の親の同意も要する（同条第 2 項）。ただし、家庭裁判所は、当該子の氏の変更が子の最善の利益であると判断するときは、当該他方の親の同意に代わることができる（同項）。

### (3) 子の氏の付与

子の生計を立てることとなった親又は当該親の配偶者であって当該子の親ではない者<sup>73</sup>は、身分局に対する申告により、①当該親及び当該配偶者間の婚姻において定めた婚氏又は②当該婚氏と当該子の出生氏から成る二重氏を、当該子に付与<sup>74</sup>することができる（新第 1617e 条第 1 項）。このとき、子が 5 歳以上である場合は当該子の「同意」を要し、当該子が他方の親の氏を称していた場合又は当該他方の親が当該子の共同配慮を有していた場合には、当該他方の親の同意も要する<sup>75</sup>（同条第 2 項）。

## V フランス

### 1 フランスにおける夫婦の氏に係る制度

家族法の主な規定は民法典<sup>76</sup>に定められている。18 世紀末の革命期に身分登録制度が確立し、出生証書に記載された氏以外の氏を名乗ることが原則的に禁じられてからは、氏不変の原則が根付いているとされ<sup>77</sup>、法律上は、夫婦は婚姻後も出生証書に記載された自身の氏を維持することとなっている。一方、慣習的には、婚姻後は妻が夫の氏を称することとされ、判例や学説では、婚姻により妻が夫の氏の使用権（*droit d'usage*）を有するものと説明されてきた<sup>78</sup>。この解釈は 1893 年 2 月 6 日の法律によって法的に確認されたとされ<sup>79</sup>、1985 年 12 月 23 日の法律<sup>80</sup>によって「使用上の氏（*nom d'usage*）」<sup>81</sup>が法制度として明確になったとされる<sup>82</sup>。2013 年 5 月

<sup>72</sup> ここでは、新第 1355 条第 5 項により離婚後に取得できる氏のうち、①自身の出生氏又は②婚氏の決定時に称していた氏を指す（第 IV 章 1 第 3 段落(p.7.)を参照）。

<sup>73</sup> 通常は、離婚後等に、親と新たに婚姻関係を締結した者（再婚相手）であると考えられる。

<sup>74</sup> 従来からの制度で、実質的には氏の変更であるが、「氏の付与」として紹介されている（富田 前掲注(62), pp.73-75.）。

<sup>75</sup> 前項(2)の(F)と同様、家庭裁判所が当該他方の親の同意に代わることができる（新第 1617e 条第 2 項）。

<sup>76</sup> *Code civil*. 以下、第 V 章では同法については法律名を付さずに条名のみを表記する。

<sup>77</sup> 木村健助『フランス法の氏名』関西大学出版・広報部、1977, pp.49-55.

<sup>78</sup> 石井智弥「フランス民法における氏の位置づけ」『茨城大学人文学部紀要 社会科学論集』62 号、2016.9, pp.8-9; 滝沢幸代『選択的夫婦別氏制—これまでとこれから—』三省堂、2016, pp.155-156, 245-246.

<sup>79</sup> 滝沢 同上, pp.155-156. このとき、第 299 条として、離婚後夫婦が各自の氏の「使用」を回復すること、第 311 条として、別居判決の際に、妻が夫の氏を称することを禁じるか、妻が夫の氏を称さない許可を与えるか又は夫が妻の氏を付加することを禁じるかを裁判所が命じることができることなどの規定が確認されたとされる（同, p.157.）。

<sup>80</sup> *Loi n° 85-1372 du 23 décembre 1985 relative à l'égalité des époux dans les régimes matrimoniaux et des parents dans la gestion des biens des enfants mineurs*.

<sup>81</sup> 「使用の氏」、「慣用氏」、「通称氏」などと称されることもある。現在では、使用上の氏は、出生時に取得し出生証書に記載される出生氏とは別に、日常生活上で使用・変更できるものとされ、フランス政府によれば、パスポート等の身分証明書において、自身の出生氏の後に記載することができる（*Direction de l'information légale et administrative (Premier ministre), Ministère chargé de l'intérieur, «Nom d'usage: utilisation du nom de sa femme ou de son mari,» Vérifié le 25 juin 2024. Service-Public.fr website <<https://www.service-public.fr/particuliers/vosdroits/F868>>*）。

<sup>82</sup> 石井 前掲注(78), p.9. 例えば 1985 年 12 月 23 日の法律第 43 条（子の使用上の氏に関する規定）を受けた通達等

17日の法律<sup>83</sup>により、婚姻当事者による使用上の氏に関する規定が民法典に設けられ、夫婦は、①配偶者の氏又は②自身の氏と配偶者の氏から成る二重氏を使用上の氏として称することができる（第225-1条）<sup>84</sup>。夫婦の離婚後は、原則として当該当事者は他方の者の氏の「使用」を失う（第264条第1項）。ただし、当該当事者は、他方の者の同意を得て、又は当該当事者若しくはその子にとっての特別の利益を証明する場合には裁判官の許可を得て、他方の者の氏の「使用」を保持することができる（同条第2項）。

## 2 子の氏の取得・変更

### (1) 親子関係の確立と子の氏の取得・変更

子の氏は、両親の婚姻関係と結び付いておらず、親子関係<sup>85</sup>と結び付くように定められている。一般に、まず子の出生時において、(i) 両親について親子関係が確立している場合と(ii) 一方の親のみについて親子関係が確立している場合とに分けられる。

(i) 遅くとも当該子の出生の申述の日<sup>86</sup>までに両親について親子関係が確立しているとき、又は当該申述の日より後であっても両親の親子関係が同時に確立したとき<sup>87</sup>は、両親の共同の申述により、子に付与される家族氏 (nom de famille)<sup>88</sup>として、両親は、①父の氏、②母の氏又は③両親の氏から成る二重氏を選択することができる（第311-21条第1項）。身分吏 (officier de l'état civil)<sup>89</sup>に対する共同の申述がないときは、子は、①最初に親子関係の確立した一方の親の氏を、②親子関係の確立が両親について同時であれば、父の氏を取得する（同項）。両親について親子関係が同時に確立されている場合に、一方の親が共同の申述に合意できなかったことを身分吏に対して通知したときは、子は、アルファベット順に両親の氏を並べた二重氏を取得する（同項）。また、親の氏が二重氏である場合には、両親の共同の申述により、二重氏を形成する氏の一つのみを子の氏とすることもでき

---

において使用上の氏の扱いについて定められている (Circulaire du 26 juin 1986 relative a la mise en oeuvre de l'article 43 de la loi n° 85-1372 du 23 décembre 1985. Usage du nom du parent qui n'est pas transmis. Dénomination des personnes dans les documents administratifs)。

<sup>83</sup> Loi n° 2013-404 du 17 mai 2013 ouvrant le mariage aux couples de personnes de même sexe. 同法については、服部有希「フランスの同性婚法—家族制度の変容—」『外国の立法』No.258, 2013.12, pp.22-48. <<https://dl.ndl.go.jp/pid/8382749>> で紹介されている。

<sup>84</sup> 石井 前掲注(78), p.9; 服部 同上, p.32. なお、2022年3月2日の法律(後掲注(92))による改正後は、二重氏の形成に当たって使用できる氏を夫婦のそれぞれの氏から一つずつまでと制限する規定が加えられている。

<sup>85</sup> フランスにおける法的親子関係の成否については、藤戸敬貴「法的親子関係・婚姻・「嫡出」—ドイツ・フランス・英国・日本—」『レファレンス』No.868, 2023.4, pp.61-79. <<https://dl.ndl.go.jp/pid/12771611>> で紹介されている。

<sup>86</sup> 子の出生から3日以内に出生を確認する身分吏に対して出生を届け出なければならない(石井 前掲注(78), p.6.)。

<sup>87</sup> 法的な親子関係は、法律の効力、自発的な認知、公知証書により認定された身分占有、共同認知又は判決によって確立する(第310-1条)。出生と同時に母子関係が確立する日本と異なり、一般に、出生証書における母の表示によって母子関係が確立する(母の秘匿を要請すると母子関係は確立されない。)(石井 同上, p.7.)。一般に、法律婚の夫婦の場合には母の夫に対する父性推定が働くため、出生証書における表示と同時に両親の親子関係が確立し、第311-21条の要件も満たす(田中通裕「<研究ノート>注釈・フランス家族法(11)」『法と政治』64巻3号, 2013.11, p.404.)。なお、婚外子であっても、出産前に両親が認知する、出産前に一方の親が認知し出生証書の作成において他方の親が認知する、両親が出生届の際に認知する等の場合や、出生届の提出後であっても、身分吏や公証人の面前で両親が同時に子の認知を行う場合には、同条の要件を満たすとされる(石井 同上, p.7.)。

<sup>88</sup> 家族氏は親子関係に由来する氏であり、出生時に子が取得する出生氏のことである。夫婦の共通の子のみが同じ家族氏を取得することから、家族の一体化を求める観念とはなっていないと指摘されている。植野妙実子『男女平等原則の普遍性—日仏比較を通して—』中央大学出版部, 2021, p.495; 辻村みよ子『辻村みよ子著作集 第6巻—比較憲法の課題—一憲法の普遍性と多様性—』信山社, 2023, pp.327-329。

<sup>89</sup> 身分吏は、身分証書の作成と身分登記簿の保管並びにそれらの謄本・抄本の作成と交付を職務とする公務員をいう(第34条、第34-1条等)。

る（同条第4項）<sup>90</sup>。

(ii) 一方の親のみについて親子関係が確立している場合、子は当該一方の親の氏を取得する（第311-23条第1項）。その後、他方の親についても親子関係が確立したときは、当該子が未成年の間は例外的に当該子の氏を変更することが認められている（同条第2項）。このとき、両親の共同の申述により、子の氏は、①（事後的に）第二の親子関係が確立した親の氏又は②両親の氏から成る二重氏に変更することができる（同項）。当該子が13歳を超えるときは、子の同意を要する（同条第4項）。

上記のいずれの場合においても、家族氏の選択は第一子に対して行われるものであり、両親を同じくする第二子以降については同じ家族氏を取得する（第311-21条第3項・第311-23条第3項）。また、これらの子の氏を選択権は、一度のみ行使できる（第311-24条）。

上記以外の場合における一般的な氏の変更には、「適正な利益の正当化」が必要とされ（第61条第1項）、氏の持つ社会的な意味からも簡単にできるものではないとされている<sup>91</sup>。なお、例外的に、成年年齢（18歳）に達した者であれば、生涯で一度のみ、市町村役場に提出することで、氏を変更することができる（第61-3-1条第1項）<sup>92</sup>。このとき、当該者は、第311-21条第1項及び第4項で子の氏として選択可能な氏<sup>93</sup>のいずれかを選択することができる（同項）。

## (2) 子の使用上の氏の取得・変更

子の使用上の氏についても規定がある。未成年の子については、親権を行使する両方又は一方の親は、当該子の使用上の氏として、第311-21条第1項及び第4項で子の氏として選択可能な氏<sup>94</sup>のいずれかを選択することができる（第311-24-2条第2項）<sup>95</sup>。また、自身の氏が子に付与されなかった一方の親は、子の使用上の氏として、当該親の氏を子の氏に付加することができる（同条第3項）。この場合において、当該親は、親権を行使する他方の親にこの旨を知らせなければならない（同項）。当該他方の親は、これに同意しないときは、家庭裁判所に申告し、家庭裁判所が子の最善の利益を考慮した上で判断する（同項）。当該子が13歳を超えるときは、子の同意を要する（同条第4項）が、成年年齢（18歳）に達した者であれば、自身で使用上の氏を選択することができる（同条第1項）。

<sup>90</sup> 例えば、父の氏が「AB」、母の氏が「CD」という二重氏であるとき、第311-21条第1項に基づいて子が取得することのできる氏は「AB」、「CD」、「AC」、「CA」、「AD」、「DA」、「BC」、「CB」、「BD」又は「DB」の10通りである。さらに、同条第4項に基づき、「A」、「B」、「C」又は「D」を子の氏とすることもできる。植野 前掲注(88), p.494.

<sup>91</sup> 具体的には、変更の請求を官報で公表した後、法務大臣に要求し、デクレ（政令）によって許可されると紹介されている。例えば、蔑称となるような氏や発音が非常に難しい氏の変更が認められるとされる。同上, pp.496-497. この方法による氏の変更は、氏の変更を行う者が13歳未満であるときは、当該子の利益の範囲でその氏にも自動的に及ぶ（第61-2条）。当該子が13歳を超えるときは、子の同意を要する（第61-3条）。

<sup>92</sup> 第61-3-1条は、2022年3月2日の法律（Loi n° 2022-301 du 2 mars 2022 relative au choix du nom issu de la filiation）第2条によって改正された規定である。同法については、奈良詩織「【フランス】氏の変更手続を簡素化する法律」『外国の立法』No.292-2, 2022.8, p.35. <<https://dl.ndl.go.jp/pid/12312722>>; 辻村 前掲注(88), pp.329-330で紹介されている。

<sup>93</sup> 前掲注(90)を参照のこと。

<sup>94</sup> 同上

<sup>95</sup> 第311-24-2条は、2022年3月2日の法律（前掲注(92)）第1条によって新設されたものである。これに伴い、1985年12月23日の法律（前掲注(80)）第43条が廃止されている。

## VI 小括

本稿では、我が国のほか、英米独仏における親子関係と子の氏に係る法制を概観した。これらの国について、子の氏の取得と大きく関係する夫婦の氏に係る制度とともに、その子の氏の決定に関する基本的な制度の概要を次の表にまとめた。なお、本稿で紹介した子の氏を変更する制度については、一律に比較し難いため除くこととした。

表2 我が国と英米独仏における夫婦とその子の氏に関する制度の概要

国	夫婦の氏について	子の氏について
日本	・婚姻時に「夫婦の氏」(①夫の氏、②妻の氏)を決定する(夫婦同氏)	・嫡出子は「夫婦の氏」 ・非嫡出子は母の氏
イギリス(イングランド及びウェールズ)	・コモン・ロー上の原則として「使用と世評」によって氏を取得・変更できる ・一般的な氏の変更の立証方法として捺印証書が利用される	
アメリカ	・コモン・ロー上の原則として広く氏の取得・変更の自由が認められているが、実務上は州ごとに裁判所等における手続等が定められている	
ドイツ*	・婚姻時に「婚氏」(①夫の氏、②妻の氏、③二重氏)を決定する(夫婦同氏)、又は「婚氏」を定めないこともできる(夫婦別氏)	・「婚氏」がある場合は「婚氏」 ・「婚氏」がない場合、基本的には親配慮を有する親が決定する(①父の氏、②母の氏、③両親の氏の二重氏)
フランス	・婚姻後も夫婦は自身の出生氏を維持する(夫婦別氏) ・夫婦は「使用上の氏」(①配偶者の氏、②自身の氏と配偶者の氏の二重氏)を称することができる	・両親の親子関係が同時に確立した場合、両親は子の「家族氏」を選択できる(①父の氏、②母の氏、③両親の氏の二重氏) ・一方の親についてのみ親子関係が確立した場合は当該親の氏

\* 2024年6月14日公布の民法典等の改正法(2025年5月1日施行)による改正の内容を反映している。

(出典) 各国の法令等を基に筆者作成。

## おわりに

我が国における氏制度は、戸籍制度と密接に関わっており、原則として、夫婦間及び親子間における氏と戸籍が一致するように設計されていることが分かる。イギリスやアメリカでは、従来からコモン・ローの原則により、夫婦の氏のみならず子の氏についても、得喪変更の自由が広く認められてきた。また、ドイツやフランスでは、両親の婚姻関係にかかわらず、親子関係に基づいて子の氏が決定されていることがわかる。特に、ドイツとフランスにおける近年の法改正は、子の氏を変更し得る機会を増すものとなっており、子の意思が尊重される制度設計となっている点が注目される。我が国においても、令和6(2024)年の通常国会で成立した選択的な共同親権制度の導入のように、親子法制における子の利益の観点は注目されており<sup>96</sup>、今後の氏に関する制度の議論においてもますます重要になるだろう。

<sup>96</sup> 例えば、令和6(2024)年の民法改正(前掲注(21))では、親権の決定(民法第819条等)、婚姻中の親権行使(同法第824条の2等)において「子の利益」の観点が明記された規定が導入されることが挙げられる。